

指定催しの指定通知書

|                                                               |  |                           |     |
|---------------------------------------------------------------|--|---------------------------|-----|
|                                                               |  | 第                         | 号   |
|                                                               |  | 年                         | 月 日 |
| 住 所                                                           |  |                           |     |
| 氏 名                                                           |  | 様                         |     |
|                                                               |  | 鳥栖・三養基地区消防事務組合<br>消防本部消防長 |     |
| 火災予防条例第42条の2第1項の規定に基づき下記のとおり指定催しとして指定をしたので、同条第3項の規定に基づき通知します。 |  |                           |     |
| 記                                                             |  |                           |     |
| 催 し の 名 称                                                     |  |                           |     |
| 催しの開催場所                                                       |  |                           |     |
| 催しの開催期間                                                       |  |                           |     |
| 指 定 の 理 由                                                     |  |                           |     |
| 備 考                                                           |  |                           |     |

※ 教示

1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、鳥栖・三養基地区消防事務組合管理者に対して審査請求をすることができる。

2 この処分については、処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、鳥栖・三養基地区消防事務組合(訴訟において鳥栖・三養基地区消防事務組合を代表する者は管理者となる。)を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する決裁があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができる。

備考 この様式の大きさは、日本産業規格A4とすること。